

第5章 計画の実現に向けて

1. 推進体制の確立

(1) 計画実現に向けた各主体の役割

今後、計画を実現していくためには、計画に関わる各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、連携した取り組みが重要です。そのため、計画実現に向けた各主体の役割を以下に示します。

計画実現に向けた各主体の役割

| 計画に関わる主体 | 主な役割 |
|-------------------|--|
| 農業者 | <ul style="list-style-type: none">・農業の担い手、農地、農業環境の管理者として計画を主体的にすすめる・農業を発展させるために、市民、民間との連携をすすめる |
| J A | <ul style="list-style-type: none">・農業者団体の活性化を図るための取組をすすめる・農業経営をすすめやすい環境をつくる・農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割をはたす |
| 市民・市民団体 | <ul style="list-style-type: none">・安全な食生活、地域環境の担い手として計画を主体的にすすめる・農業の理解者として農業者との連携、支援をすすめる |
| 民間団体（商工会・企業・NPO等） | <ul style="list-style-type: none">・地域の構成員として、地場流通など農業者と市民を結ぶ役割をはたす・人材や経営のノウハウなどを提供する |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none">・各団体や個人の連携や活動を支援する・計画にもとづく必要な施設、設備の整備を支援する・計画に関する情報提供、進行管理を行う・農業委員会は、上記の項目の他、計画推進に必要な市への意見の提出、提案を行う |

(2) 計画実現に向けた体制づくり

1) 計画推進組織の確立

本計画に関わる農業者・農業者団体、J A、市民・市民団体、民間団体、行政等からなる計画推進組織を設置し、お互いの役割を確認し、各施策の具体化に向けた取り組みを連携してすすめるものとします。

2) 庁内体制の確立

本計画は、農業を中心として、地域環境、教育、まちづくり等多岐に渡る施策を提案しています。そのため、関係部課との定期的な協議や、調整、連携をすすめ、計画の実現を図るものとします。また、行政施策として具体化するためには、基本構想・基本計画にもとづく実施計画と連携し、具体化を図るものとします。

計画実現に向けた体制づくり

| 項 目 | 内 容 |
|-----------|---|
| 計画推進組織の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画推進組織の設置 ・ 推進プロジェクト、アクションプランの実践、支援 ・ 計画の進行状況の把握、提案 |
| 庁内体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の具体化を図る実施計画との調整 ・ 施策に関連する部課との調整 ・ 関連部課共同の取り組みによる計画の実現 |
| 食育推進計画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農と食育の取り組みによる計画の実現 |